

横浜市待機児童解消促進事業補助金募集要項

1 本事業の目的

既存施設の定員増加や受入増加、今後の保育ニーズ（受入年齢児童数の変動等）に対応するために必要な物品の購入や施設の改修にかかる費用を補助することで、待機児童解消の継続と地域型保育事業の「卒園後の進級先の確保」を図ることを目的とします。

2 補助対象者

横浜市内で下記を運営する者としてします。

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園（「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している施設）
- (4) 小規模保育事業

3 補助要件

下記を全て満たしていることを要件とします。

- (1) 受入増又は定員構成の変更等について、各区と調整を終えていること
- (2) 本事業を活用することで、次のいずれかの効果が見込まれること
 - ア 1・2歳児が1名以上定員増できること。1・2歳児の定員増に伴い、3歳児以上の各年齢の定員が2歳児の定員より少なくなった場合は、2歳児の持ち上げりに必要な、3歳児から5歳児までの定員増に対する費用も補助対象とする。
なお、小規模保育事業において19名を超える受入増加をする場合は、定員外入所に対する費用も補助対象とする。
 - イ 小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」として、3～5歳児が1名以上定員増できること。2歳児と3歳児の定員が同数の場合は、3歳児の定員外入所に対する費用も補助対象とすることができる。
- (3) 原則として、令和7年4月1日時点において、受入枠の拡大を行う年齢の定員が埋まっていること。(※)
- (4) 各事業における設備及び運営に関する基準に定める基準を遵守できること

(※) 令和7年4月1日時点で定員が埋まっている年齢クラスの定員増分が補助対象となります。

【補助対象の考え方の例】

小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」として、3歳児クラス以上の定員を1名ずつ定員増するにあたり、5歳児クラスの定員が割れている場合、定員が埋まっている3歳児クラスおよび4歳児クラスの定員増分（2人）が補助対象となります。一方、定員割れしている5歳児クラスの定員増分は補助対象とはなりません。

定員割れしているため、補助対象外となります。

＜令和7年4月1日時点の入所状況や定員のケース＞

	0歳	3歳	4歳	5歳
利用者数	3人	13人	13人	12人
定員				
認可変更前 ①	3人	13人	13人	13人
認可変更後 ②	3人	14人	14人	14人
増減 ②－①	0人	1人	1人	1人
補助対象の可否	—	○	○	×

定員が埋まっているため、補助対象になります。

＜定員外の受入を行っている場合の定員増の考え方＞

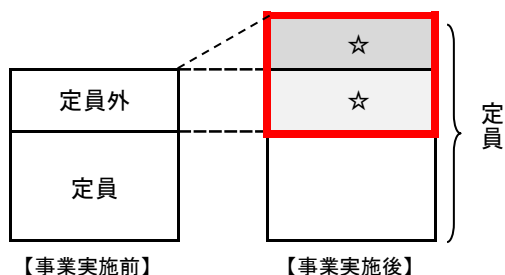
補助金の交付を受けるためには定員外受入を超える定員増が必要で、下記表の太枠部分（☆）が補助対象となる人数になります。

※令和7年4月1日の定員外の状況で判断します。

※事業実施前の「定員外」部分について、過去に本補助金の交付を受けている場合は、申請前に必ずご相談ください。

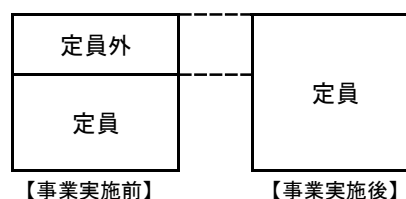
○ 認可保育所・認定こども園・幼稚園の場合

（ケース1）補助対象として認められるケース



（ケース2）補助対象として認められないケース

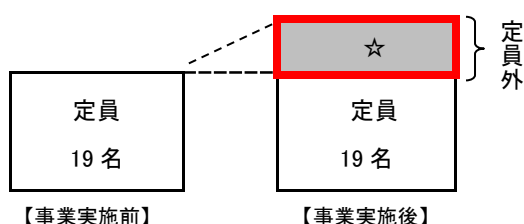
（定員外受入を超える定員増ではないため）



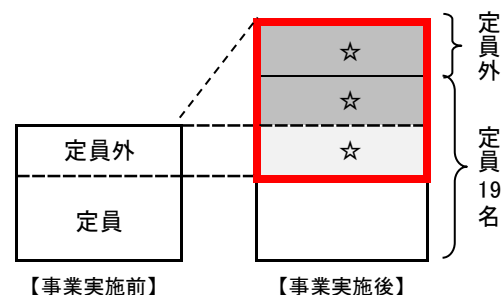
○ 小規模保育事業の場合

定員増に加えて19名の定員を超える受入増加をする場合は、定員外も補助対象です。

（ケース3）補助対象として認められるケース



（ケース4）補助対象として認められるケース



4 補助対象経費

既存施設の定員増加や受入増加、今後の保育ニーズ（受入年齢児童数の変動等）に対応するために要する費用のうち、物品購入及び内装改修に係る費用が補助対象です。

(1) 物品購入費

具体例：児童用ロッカー、児童用下駄箱、児童用机・椅子、調理器具、寝具等

(2) 内装改修費

具体例：乳児室・幼児室の間仕切り変更、便所・調理室の改修、空調整備等

上記改修に伴う撤去費・廃棄費等

※以下の経費は補助対象外になります。

- ・公的助成金や公的融資を受けた経費、人件費等運営費で賄うべき経費
- ・振込手数料、代引き手数料
- ・補助金交付決定前に工事契約や物品発注を行った場合の当該経費

5 補助金額

補助金の対象となる経費	補助金額
物品購入（その他適当と認められるもの）	1人増えるごとに、25万円を上限
内装改修	費用の3/4

※物品購入費及び内装改修費の合計補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額250万円を上限とします。

※受入1名増の場合は、100万円を上限とします。

6 申請方法

(1) 申請書類受付期限

令和7年12月12日（金）

【予算が上限に達した際は、受付期限内であっても受付を終了する場合があります。】

(2) 申請書類

- ☐ 横浜市待機児童解消促進事業補助金交付申請書

（保育所・認定こども園・小規模保育事業用：第1号様式－1、幼稚園：第1号様式－2）

【添付資料】

- ☐ 事業計画書

（保育所・小規模保育事業用：第2号様式－1、認定こども園・幼稚園：第2号様式－2）

- ☐ 収支予算書（別紙1）

- ☐ 内装工事及び備品購入の見積書（写し）※内装工事は工事予定スケジュールを添付

- ☐ 案内図、配置図・平面図（現況及び整備後）※屋外遊戯場含む

※配置図・平面図（整備後）は施設内面積変更が伴う場合のみ

- ☐ 各室面積表（別紙2）

- ☐ 役員等氏名一覧表（別紙3）

- ☐ その他市長が必要と認める書類

様式のデータは、こども青少年局「認可保育所等の整備」のページに掲載しています。

[令和7年度横浜市待機児童解消促進事業補助金について]

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

二次元バーコードはこちら ▶



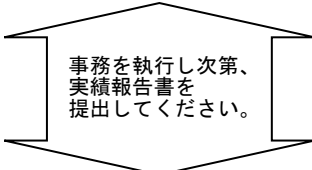
(3) 提出方法

郵送又はメールで提出してください。(6 ページ「11 提出先」をご確認ください。)

(4) その他

- ・ ご提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ・ 書類の作成及び提出等にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ・ **「工事契約」や「物品発注」の手続きは、補助金交付決定通知後に行うことが条件です。**
- ・ 業者選定については、「8 補助金決定後の執行について」を参照してください。
- ・ **令和8年3月31日（火）までに事業が完了しない場合は、補助金交付の対象とはなりません。**

《事業の流れ》

時期	市の手続き関係	書類の種類
令和7年12月12日まで ※申請を受付次第、随時、内容確認・審査を行い、交付決定します。	☐ 申請書類提出【事業者→市】 申請書内容確認・審査 ■ 補助決定: 補助金交付決定通知を送付【市→事業者】 ☐ 事業の執行【事業者】 ※工事契約、物品発注 執行 	【補助金申請】 第1号様式 及び添付資料 【補助金決定】 第3号様式 (不交付の場合は、第4号様式)
事業終了後、速やかに提出(3月上旬頃まで)	☐ 事業実績報告書提出【事業者→市】(完了後すみやかに) 書類審査・実績(現場)確認	・ 第5号様式 及び添付資料
補助金額確定後速やかに提出	■ 金額確定: 補助金額確定通知書を送付【市→事業者】 ☐ 請求書提出【事業者→市】 ■ 補助金支出【市→事業者】	・ 第6号様式 ・ 第7号様式

7 審査

- (1) ご提出いただいた書類をもとに審査を行います。審査にあたり、追加で資料をご提出いただく場合や施設の調査を行う場合があります。
- (2) 審査結果は「横浜市待機児童解消促進事業補助金交付決定通知書(第3号様式)」もしくは「横浜市待機児童解消促進事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)」により通知します。

8 補助金決定後の執行について

当補助金の交付決定後の執行には、「横浜市待機児童解消促進事業補助金交付要綱」のほか、「横浜市補助金等の交付に関する規則」(改正 平成22年3月15日)、「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」(以下、「指導要綱」という。)(改正 令和5年4月1日こ監第298号)及び「契

約の手引き（令和３年２月こども青少年局監査課）を遵守し、適正に行っていただく必要があります。適正な執行でない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

※参考 原則として一般競争入札ですが、予定価格に応じて、次の方法によって手続きを行うこともできます。

	予定価格(※1)	入札参加資格・指名数	参考(予定価格による格付等級)
工事	1,000 万円(※2)以下 250 万円超	市内事業者(※3)3者以上による見積合せ	2,500 万円未満の工事について ・建築・土木工事の格付等級は「C」ランク ・設備工事の格付等級は「B」ランク
	250 万円以下 100 万円以上	市内事業者(※3)2者以上による見積合せ	
物品	160 万円以下 100 万円以上		

※1 消費税及び地方消費税相当額を含む価格 ※2 上限額の詳細は「契約の手引き」をご確認ください。

※3 一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿上の本店所在地を横浜市内に有する者及び個人事業者にあつては、主たる営業の拠点を横浜市内に有する者を指します。

【注意事項】

- (1) 1 件の代金が 100 万円以上のものについては、市内事業者との契約に限ります。
- (2) 1 件の代金が 100 万円以上のものについては、市内事業者 2 者以上による見積合わせを行います。
- (3) 工事額が 1,000 万円を超えるものについては、設計審査（審査期間に 1 か月程度は必要です。）、完了検査が必要となり、契約締結も指名競争入札となります。
- (4) 見積合わせが必要な場合は、契約前に理事会等において契約締結方法、随意契約（入札）の理由、見積（入札）業者名、見積徴収（入札）業者選定理由等を決定していただく必要があります。

※「指導要綱」、「契約の手引き」等は、こども青少年局監査課のホームページをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

二次元バーコードはこちら ▶



9 事業実績報告

補助対象事業完了（工事の施工や物品購入等）後、速やかに事業実績報告書を提出してください。

<提出書類>

- ☐ 横浜市待機児童解消促進事業補助金事業実績報告書

（保育所・認定こども園・小規模保育事業：第 5 号様式－1、幼稚園：第 5 号様式－2）

【添付資料】

- ☐ 事業収支決算書（別紙 1）
- ☐ 見積合わせを行った見積書 ※申請時に 1 件の代金が 100 万円以上のもの
- ※ 市内事業者 2 者以上の見積書を提出してください。
 - ※ 見積書の「年月日」は補助金交付決定通知書の日付より後となります。
 - ※ 見積合わせの結果、価格の低い方と契約を行ってください。

- ☐ 内装工事の契約書、備品購入の（注文）請書の写し
 - ※ 請求書は請書ではありません。
 - ※ 契約書等の「年月日」は、補助金交付決定通知書の日付より後となります。
- ☐ 備品の納品書（写し）
 - ※ 納品日が令和8年3月31日以前のものが補助対象です。
- ☐ 内装工事、備品購入の領収書（写し）
- ☐ 配置図・平面図（現況及び整備後）※屋外遊戯場を含む
- ☐ 各室面積表（別紙2）
- ☐ 役員等氏名一覧表（別紙3）
- ☐ 内装工事前後の写真、備品購入リストと備品の写真
- ☐ その他市長が必要と認める書類

} 施設内面積変更を伴う場合又は申請時から変更があった場合のみ提出してください。

10 認可内容の変更について

児童福祉法に基づく認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認の内容を変更しようとする場合、定められた期限までに申請又は届出が必要です。

【お問い合わせ】※担当は区ごとに分かれていますので、園名・所在地をお伝えください。

こども青少年局こども施設整備課

TEL 045-671-4146 / MAIL kd-ninkahenko@city.yokohama.lg.jp

11 提出先

申請書類・事業実績書類は、郵送又はメールにてご提出ください。

郵送先 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10 13階

こども青少年局 保育対策課 待機児童解消促進事業補助金担当 行

MAIL kd-kizonhojo@city.yokohama.lg.jp

※メールの件名は、「【〇〇保育園】待機児童解消促進事業 申請書（又は実績報告書）」としてください。

12 お問い合わせ先

こども青少年局保育対策課 小関、星

TEL 045-671-4469 / MAIL kd-kizonhojo@city.yokohama.lg.jp